

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）

改正案	現行
<p>B 基本ガイドライン</p> <p>（特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の方式）</p> <p>2-1-2 令第1条の5の2第2項第1号ロ(2)、同項第2号ロ(2)及び定義府令第12条第1項第1号ロ(2)(i)にいう「譲渡に係る契約」を締結する具体的な方式については特に限定されるものではなく、当事者間において適切な手続による合意が形成されることが重要である。例えば、特定取得勧誘（法第27条の31第1項に規定する特定取得勧誘をいう。以下2-1-2において同じ。）を行おうとする金融商品取引業者等が、あらかじめ定義府令第11条の2第2項各号に掲げる事項が記載された書面を相手方に交付（電磁的方法により書面と同一の情報を提供する場合を含む。以下2-1-2において同じ。）し、当該金融商品取引業者等が行う特定取得勧誘に応じて取得しようとする一切の有価証券に関して当該事項を遵守することについて、当該相手方が書面又は電磁的方法により同意している場合において、当該金融商品取引業者等が特定取得勧誘に際して当該相手方から「譲渡に係る契約」の締結に関する委任を受けた上で、当該特定取得勧誘に係る有価証券の発行者に当該書面を交付し、当該発行者がこれを承諾したときは、当該発行者と当該相手方との間及び当該特定取得勧誘を行う金融商品取引業者等と当該相手方との間において「譲渡に係る契約を締結すること」に該当することに留意する。</p> <p>2-7 法第2条第1項第15号に掲げる有価証券及び同項第17号に掲げる有価証券で同項第15号に掲げる有価証券の性質を有するものにおける定義府令第13条第3項第1号イ(2)及びロ(1)(ii)並びに第13条の7第3項第1号イ(2)及びロ(1)(ii)に掲げる要件に該当する場合は、例えば、コマーシャル・ペーパーの発行条件が発行者と取扱ディーラーとの間で相対で決定され、取扱ディーラーごとに、かつ、その決定ごとにコマーシャル・ペーパーの枚数又は単位の数が50未満である場合をいう。</p> <p>法第2条の3（組織再編成等）関係</p> <p>（特定組織再編成発行手続に該当しない有価証券の発行）</p> <p>2の3-1 法第2条の3第4項第2号イ又はロに該当する場合には、「特定組織再編成発行手続」とはならないことに留意する。</p> <p>（募集又は売出行為）</p> <p>4-1 有価証券の募集又は売出し（法第4条第4項に規定する有価証券の売出し（法第2条の3第5項に規定する特定組織再編成交付手続を除く。）をいう。）に関する文書（新株割当通知書及び株式申込証を含む。）を頒布すること、株主等に対する増資説明会において口頭による説明をすること及び新聞、雑誌、立看板、テレビ、ラジオ、インターネット等により有価証券の募集又は売出しに係る広告をすることは「有価証券の募集又は売出し」行為に該当するので、同条第1項、第2項又は第3項の届出をした後でなければならないことに留意する。</p> <p>（適格機関投資家取得有価証券一般勧誘に該当する場合）</p> <p>4-16 その発行の際に取得勧誘（法第2条の3第2項に規定する組織再編成発行手続を含む。）が法第2条</p>	<p>B 基本ガイドライン</p> <p>（特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の方式）</p> <p>2-1-2 令第1条の5の2第2項第1号ロ、同項第2号ロ及び定義府令第12条第1号ロ(1)にいう「譲渡に係る契約」を締結する具体的な方式については特に限定されるものではなく、当事者間において適切な手続による合意が形成されることが重要である。例えば、特定取得勧誘（法第27条の31第1項に規定する特定取得勧誘をいう。以下2-1-2において同じ。）を行おうとする金融商品取引業者等が、あらかじめ定義府令第11条の2第1項各号に掲げる事項が記載された書面を相手方に交付（電磁的方法により書面と同一の情報を提供する場合を含む。以下2-1-2において同じ。）し、当該金融商品取引業者等が行う特定取得勧誘に応じて取得しようとする一切の有価証券に関して当該事項を遵守することについて、当該相手方が書面又は電磁的方法により同意している場合において、当該金融商品取引業者等が特定取得勧誘に際して当該相手方から「譲渡に係る契約」の締結に関する委任を受けた上で、当該特定取得勧誘に係る有価証券の発行者に当該書面を交付し、当該発行者がこれを承諾したときは、当該発行者と当該相手方との間及び当該特定取得勧誘を行う金融商品取引業者等と当該相手方との間において「譲渡に係る契約を締結すること」に該当することに留意する。</p> <p>2-7 法第2条第1項第15号に掲げる有価証券及び同項第17号に掲げる有価証券で同項第15号に掲げる有価証券の性質を有するものにおける定義府令第13条第3項第1号及び第13条の7第3項第1号に掲げる要件に該当する場合は、例えば、コマーシャル・ペーパーの発行条件が発行者と取扱ディーラーとの間で相対で決定され、取扱ディーラーごとに、かつ、その決定ごとにコマーシャル・ペーパーの枚数が50枚未満である場合をいう。</p> <p>法第2条の2（組織再編成等）関係</p> <p>（特定組織再編成発行手続に該当しない有価証券の発行）</p> <p>2の2-1 法第2条の2第4項第2号イ又はロに該当する場合には、「特定組織再編成発行手続」とはならないことに留意する。</p> <p>（募集又は売出行為）</p> <p>4-1 有価証券の募集又は売出し（法第4条第4項に規定する有価証券の売出し（法第2条の2第5項に規定する特定組織再編成交付手続を除く。）をいう。）に関する文書（新株割当通知書及び株式申込証を含む。）を頒布すること、株主等に対する増資説明会において口頭による説明をすること及び新聞、雑誌、立看板、テレビ、ラジオ、インターネット等により有価証券の募集又は売出しに係る広告をすることは「有価証券の募集又は売出し」行為に該当するので、同条第1項、第2項又は第3項の届出をした後でなければならないことに留意する。</p> <p>（適格機関投資家取得有価証券一般勧誘に該当する場合）</p> <p>4-16 その発行の際に取得勧誘（法第2条の2第2項に規定する組織再編成発行手続を含む。）が法第2条</p>

第3項第1号の規定によりその取得勧誘の相手方から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券並びに同項第2号イ及び法第2条の3第4項第2号イに掲げる場合に該当するものであった有価証券を、相手方が、例えば、2-5の①から⑤までに掲げる者に該当することを知りながら勧誘を行う場合には、法第4条第2項に規定する「適格機関投資家取得有価証券一般勧誘」に該当することに留意する。

(組織再編に係る有価証券届出書の提出・受理について)

4-22 法第2条の3第2項に規定する組織再編成発行手続又は同条第3項に規定する組織再編成交付手続における発行価額又は売価額の総額については、原則として、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)に定めるところによる株主資本等変動額、引き継ぐ株主資本等、又は株主資本等の総額とする。なお、当該組織再編成発行手続又は組織再編成交付手続において、当該株主資本の額が確定しないときは、適切な方法により算定された見込額をもって発行価額又は売価額の総額とする。

(誤解を生ぜしめるような記載)

5-10 開示府令第2号様式記載上の注意(24)aに規定する「工場、製品等の写真、図面その他特に目論見書に記載しようとする事項」の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすい表現又は表記を使用して記載することに留意し、また、例えば、次のような投資判断資料として誤解を生ぜしめるような記載についてはこれを行わないことに留意する。

①～③ 略

5-11 開示府令第2号様式記載上の注意(24)aの規定により、「株価、株価収益率(以下5-11において「PER」という。)及び株式売買高の推移」及び「法第27条の23第1項、第27条の25第1項及び第3項の規定による書類(以下「大量保有報告書等」という。)の提出状況」を記載する場合には、それぞれ次の事項を記載するものとする。

①・② 略

(届出目論見書の特記事項の記載例)

13-2 開示府令第13条第1項に規定する事項の記載例は、おおむね次のとおりとする。

[イ～ト 略]

チ 募集(又は売出し)をする有価証券が外国通貨(又は暗号資産)をもって表示されている場合

今回募集(又は売出し)を行う有価証券は、外国通貨(又は暗号資産)をもって表示されておりますので、外国為替相場(又は暗号資産の価値)の変動により影響を受けることがあります。

リ 開示府令第13条第1項第2号の届出目論見書  
[記載例略]

(特定組織再編成発行手続及び特定組織再編成交付手続に係る届出の効力発生)

15-1 法第15条第1項の適用に関し、その特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続につき法第4条第1項本文、第2項本文又は第3項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、当該特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に係る組織再編成(法第2条の3第1項に規定する組織再編成をいう。)の会社法上の効力を発生させてはならないものとして取り扱うこととする。

第3項第1号の規定によりその取得勧誘の相手方から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券並びに第2号イ及び法第2条の2第4項第2号イに掲げる場合に該当するものであった有価証券を、相手方が、例えば、2-5の①から⑤までに掲げる者に該当することを知りながら勧誘を行う場合には、法第4条第2項に規定する「適格機関投資家取得有価証券一般勧誘」に該当することに留意する。

(組織再編に係る有価証券届出書の提出・受理について)

4-22 法第2条の2第2項に規定する組織再編成発行手続又は法第2条の2第3項に規定する組織再編成交付手続における発行価額又は売価額の総額については、原則として、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)に定めるところによる株主資本等変動額、引き継ぐ株主資本等、又は株主資本等の総額とする。なお、当該組織再編成発行手続又は組織再編成交付手続において、当該株主資本の額が確定しないときは、適切な方法により算定された見込額をもって発行価額又は売価額の総額とする。

(誤解を生ぜしめるような記載)

5-10 開示府令第2号様式記載上の注意(24)に規定する「工場、製品等の写真、図面その他特に目論見書に記載しようとする事項」の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすい表現又は表記を使用して記載することに留意し、また、例えば、次のような投資判断資料として誤解を生ぜしめるような記載についてはこれを行わないことに留意する。

①～③ 同左

5-11 開示府令第2号様式記載上の注意(24)の規定により、「株価、株価収益率(以下5-11において「PER」という。)及び株式売買高の推移」及び「法第27条の23第1項、第27条の25第1項及び第3項の規定による書類(以下「大量保有報告書等」という。)の提出状況」を記載する場合には、それぞれ次の事項を記載するものとする。

①・② 同左

(届出目論見書の特記事項の記載例)

13-2 [同左]

[イ～ト 同左]

チ 募集(又は売出し)をする有価証券が外国通貨をもって表示されている場合

今回募集(又は売出し)を行う有価証券は、外国通貨をもって表示されておりますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

リ 開示府令第13条第1項第3号の届出目論見書  
[同左]

(特定組織再編成発行手続及び特定組織再編成交付手続に係る届出の効力発生)

15-1 法第15条第1項の適用に関し、その特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続につき法第4条第1項本文、第2項本文又は第3項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、当該特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に係る組織再編成(法第2条の2第1項に規定する組織再編成をいう。)の会社法上の効力を発生させてはならないものとして取り扱うこととする。